

10. 受験上・就学上の配慮を必要とする場合

身体機能等の障がいや疾病等により、受験・就学に際して配慮を必要とする場合（やむを得ない理由により、マスクの着用ができない場合も含む）は、出願に先立ち、所定のWeb申請フォームによる申請が必要です。本ページ及び以下リンクの申請方法の案内をよく確認し、必ず期限までに申請してください。本学で申請内容について審査を行い、配慮内容を決定してご連絡します。配慮内容が決定した後、出願期間内に出願手続きをしてください。

なお、障がいや疾病の状況によっては、学部学科により、カリキュラムの履修が可能であるかの確認が事前に必要になる場合がありますので、申請期日にかかわらず、できるだけ早めに申請を行ってください。

出願後に受験・就学に際して配慮を必要とする状態になった場合は速やかに入試課（2ページ）に連絡してください。

※A方式（大学入学共通テスト利用入試）に出願する場合も申請が必要です。

※受験上の配慮を必要とする場合の試験場は「神楽坂試験場」又は「葛飾試験場」となります。

受験上・就学上の配慮申請フォーム入力期限： 2022年12月1日（木）17時
申請方法案内・申請フォームへのリンク：<https://tus.box.com/v/nyushi-hairyo>

【注意事項】

- 1) 期日までに申請がなかった場合、受験・就学に際しての対応ができない場合があります。
- 2) 日常生活において、補聴器、車椅子等を使用している方で、試験日も使用を希望する場合は申請をしてください。
- 3) 申請書に基づいて審査を行い、配慮内容を決定いたします。ご希望のすべてに対応できるとは限りません。

・目薬、点鼻薬、ひざ掛けの使用、薬の服用については、Q&A 45ページをご覧ください。

【配慮申請の流れ】

